



4 高齢者支援事業

重 症化リスクの高い高齢者を支援するため「令和3年4月1日までに70歳以上でかつ、今年の9月15日現在で福智町に3か月以上住所を有する人」を支援します。対象者へ9月以降に案内・申請書を送付しますのでご確認ください。

- 支給額** 敬老祝い金に**3千円を上乗せして支給**
※申請者には、敬老祝い金2千円に3千円上乗せした**5千円を支給**します。
- 申請方法** 対象者へ9月以降に送付される申請書を記入し、同封の返信用封筒で役場福祉課へ郵送して申請ください。
- 支給方法** 原則として、指定した金融機関へ振り込みます。



5 生活困窮者支援事業

感 染症の影響を受ける生活困窮者を支援します。対象は、福智町に7月1日現在で住民票を有し「生活支援費」が「緊急小口資金」の特例措置の申請を7月31日までに交付が決定した人。申請が必要です。詳細は、下記へお問合せを。

- 支給額** ▶ 下記のどちらか ※生活保護受給者は対象外
- ① 生活支援費の決定者に**5万円**
 - ② 緊急小口資金の決定者に**決定額の半額** (上限▶5万円)



6 町内事業者支援事業

新 型コロナの影響により大きな打撃を受けている町内事業者へ支援金を支給します。受給するには、令和2年9月30日までに福智町商工会への郵送申請が必要。詳しくは「福智町公式ホームページ」の特設ページを確認するか、下記までお問い合わせください。

- 対象者・支給額**
- 国の持続化給付金を受給した法人に **20万円**
 - 国の持続化給付金を受給した個人に **10万円**
 - 県の持続化緊急支援金を受給した法人に **10万円**
 - 県の持続化緊急支援金を受給した個人に **5万円**
- 注意点** 福智町商工会が把握する事業者に申請書を送付します。



7 町内飲食サービス事業者支援事業

外 出自粛要請などにより大きな影響を受けた町内飲食サービス事業者へ支援金を支給します。受給するには、令和2年9月30日までに福智町商工会への郵送申請が必要。詳しくは「福智町公式ホームページ」の特設ページを確認するか、下記までお問い合わせください。

- 対象者・支給額** ▼ 下記のうち、どちらか1つ
- 国の持続化給付金を受給した飲食サービス事業者に **20万円**
 - 県の持続化緊急支援金を受給した飲食サービス事業者に **10万円**
- 注意点**
- ① 福智町商工会が把握する事業者に申請書を送付します。
 - ② 本事業は「町内事業者支援事業」と重複申請が可能です。



問い合わせ先について

▶ 支援策 1 ~ 5
【担当窓口】福智町役場福祉課
☎ 22-7763

▶ 支援策 6 ~ 7
【窓口】福智町商工会
☎ 28-5055
【担当】役場まちづくり総合政策課
☎ 22-7766



新型コロナウイルス感染症に関する

福智町の独自支援



詳しくは「福智町公式 HP」で確認!
福智町 コロナ支援 検索



1 子ども応援臨時給付金

中 学校修了前の子どもを養育する人へ原則申請不要で給付金を支給します。対象者は、基準日(令和2年6月30日)時点で町内に住んでいる人ですが、基準日までに出生・転入等で受給資格が見込まれるかとも含まれます。対象者には、7月1日以降に通知を発送します。

- 支給額** 児童1人につき **1万円**
- 支給方法** 7月10日(金)に登録口座へ振込(申請が必要な人を除く)
- 注意点** 公務員として職場から児童手当を受給しているかたは、申請が必要で、令和2年10月31日(必着)までに「福智町子ども応援臨時給付金申請書」を記入して役場福祉課へご提出ください。申請書は、福智町公式ホームページからダウンロードできます。



2 ひとり親家庭等への臨時給付金

基 準日(令和2年6月30日)時点で町内在住のひとり親等の世帯へ、原則申請不要で給付金を支給します。対象世帯には、7月1日以降に通知を発送しますので、ご確認ください。

- 対象者**
- 児童扶養手当が特別児童扶養手当を受給している世帯(公的年金受給や所得制限で手当が制限されている人を含む)
 - 過去に公的年金や所得超過等を理由に手当の申請をしなかった人で基準日時点で要件を満たしている世帯(申請が必要)
- 注意点** 公的年金や所得超過などの理由で(特別)児童扶養手当を申請していても、18歳未満のお子さんを養育しているひとり親や、身体障害者手帳等をお持ちのお子さんがある人はこの給付金が受けられる場合があります。対象者は、令和2年10月31日までに役場福祉課へ「ひとり親家庭等への臨時給付金申請書」を提出してください。申請後、審査して随時支給します。



- 支給額** 1世帯あたり **3万円**
※生活保護受給者で給付金が収入認定になる世帯は**8千円**
- 支給方法** 7月10日(金)に登録口座へ振込(申請が必要な人を除く)

3 子育て関連施設・従事者支援事業

子 育て環境の維持に貢献する保育事業所等を支援します。対象事業所には、7月1日以降に通知を送付。それぞれの事業所から申請してください。詳しくは、役場福祉課へお問合せを。

- 対象について**
- 児童クラブ勤務者 ▶ 次の全てに該当する者**
- ① 令和2年6月1日時点で、福智町放課後児童健全育成施設設置条例で定める施設の運営主体と雇用関係にある者
 - ② 令和2年4月1日以降、週20時間以上の勤務を継続して8週以上行う者または、その見込みがある者
- 町内放課後等デイサービス施設 ▶ 次の全てに該当する事業所**
- ① 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する町内放課後等デイサービス事業所
 - ② 令和2年4月中に、町内に住民票を有する児童が障害児福祉サービスを利用した事業所
- 町内保育所(町立除く)等 ▶ 次の全てに該当する事業所**
- ① 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所又は認定こども園
 - ② 町内の保育所など(私立保育所や認定こども園などを含む)

- 支給額**
- 児童クラブ勤務者に **5万円**
 - 町内放課後等デイサービス施設へ **20万円**
 - 町内保育所(町立を除く)等へ **10万円**